

7 公園の付帯設備

《ベンチ》

- ① 可能な限り水平な場所に設置し、段差は可能な限りなくす。
- ② 座板の高さは40cm～45cm程度とし、両側には手すりと兼用になるような大きめの肘掛を設ける。

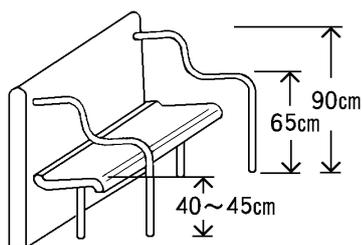
《野外卓》

- ① 車いすが近づけるように、使用方向に150cm以上の水平部分を設ける。
- ② 天板の高さは75cm程度とし、下部に65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設ける。
- ③ 卓が複数ある場合には、間隔は220cm以上とする。

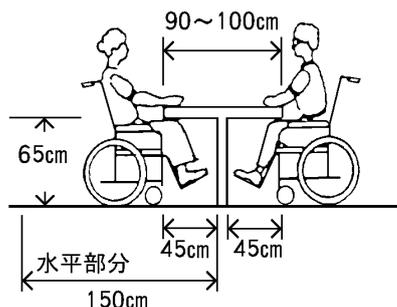
《水飲み器》

- ① 水飲み器の高さは80cm程度とし、下部に車いすのフットレストが入るスペースを設ける。
- ② 給水栓は、ボタン式またはレバー式とする。

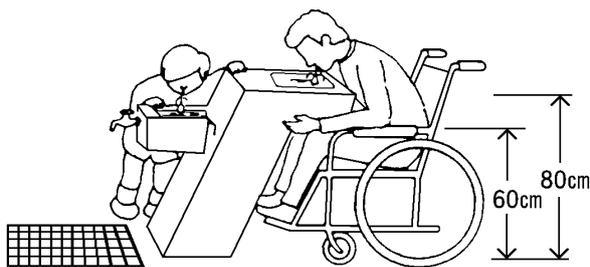
ベンチの例



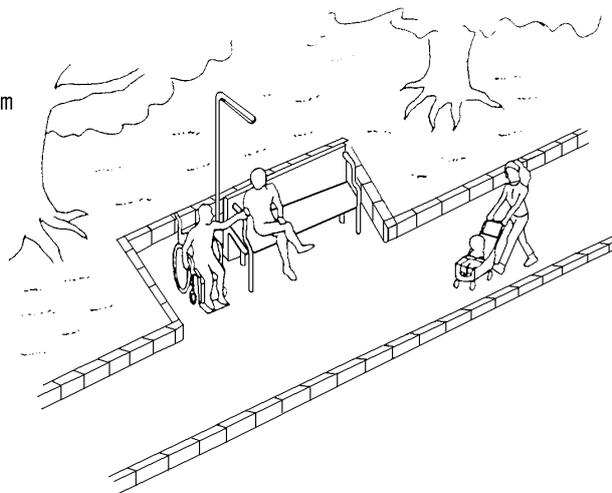
野外卓の例



水飲み器の例



ベンチの配置例



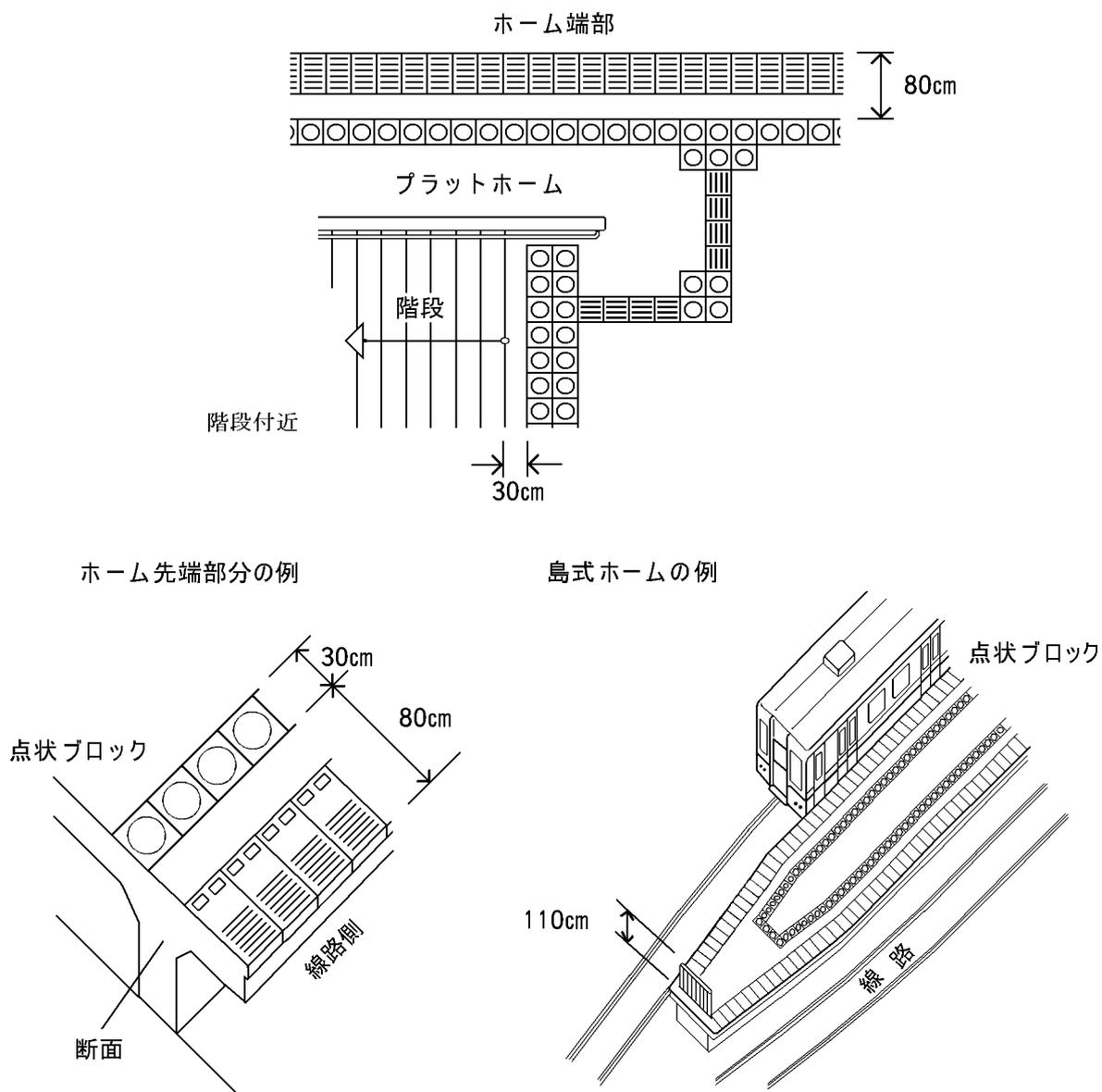
8 プラットホーム

- ホームから線路への転落防止、列車入線時の危険防止など安全面を特に配慮する。

(配慮すること)

- ① ホームには、転落防止のために、先端から80cm以上内側に点字ブロックを連続して設置する。この時、ホームにある建物の支柱、およびベンチ、自動販売機などの設備が、点字ブロックの妨げにならないよう注意する。
- ② 列車の入線、発車を知らせるために、ベル等の設備のほかにその旨を文字で表示する電光掲示板を設ける。
- ③ ホームには、可能な限り屋根を設ける。
- ④ ホームの両端には、転落防止用に高さ110cm程度の柵を設ける。

プラットホームの例



9 バス停留所・タクシー乗り場

《バス停留所》

- ① 停留所には、可能な限り上屋やひさしを設ける。
- ② 停留所を表示するために、視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。
- ③ バスターミナルでは、放送による案内のほかに、文字による表示設備を設ける。
- ④ 停留所には、バスの接近を音声と光で表示する設備を設ける。

《タクシー乗り場》

- ① 乗り場には、可能な限り上屋やひさしを設ける。
- ② 乗り場を表示するために、視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。
- ③ 乗り場と車道に段差がある場合は、段差の一部を切り下げ、車いすがタクシーに近づけるようにする。

10 車両

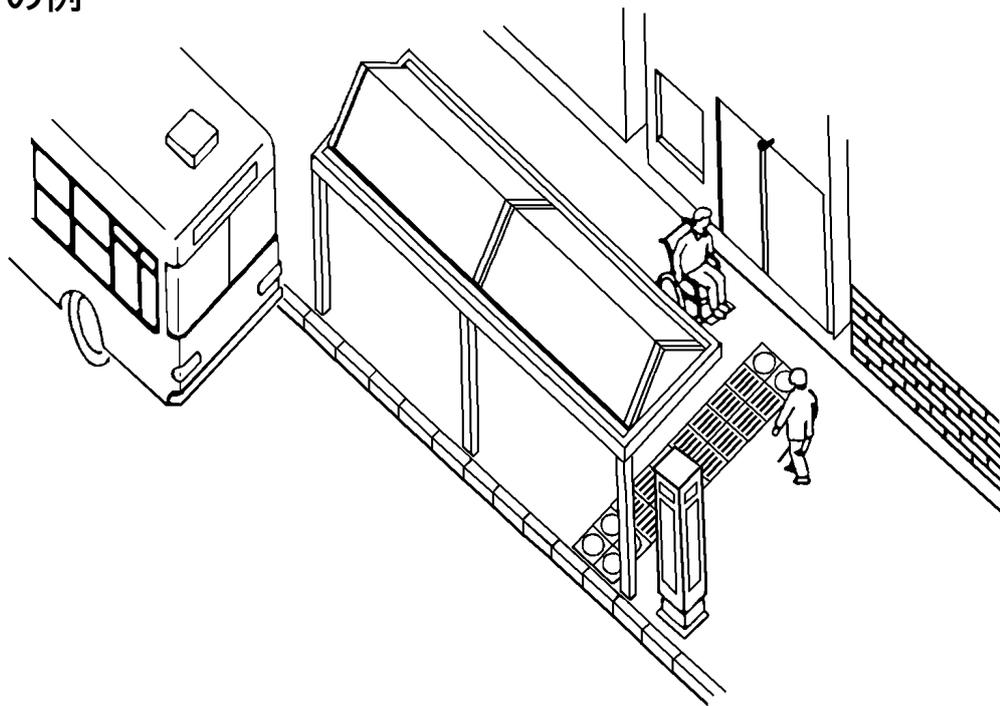
《列車》

- ① 列車の乗降口は、プラットホームと同じ高さとし、乗降口と車内に段差を設けない構造とする。
- ② 車両内部のドアは、自動ドアとする。
- ③ 車両内部の通路は、車いすが移動できるように有効幅員を80cm以上確保する。
- ④ 列車編成ごとに、1か所以上車いす使用者用の座席を設ける。
- ⑤ 列車編成ごとに、1か所以上障害者用トイレを設ける。
- ⑥ 次の停車駅、扉の開く側を音声と文字により案内する。

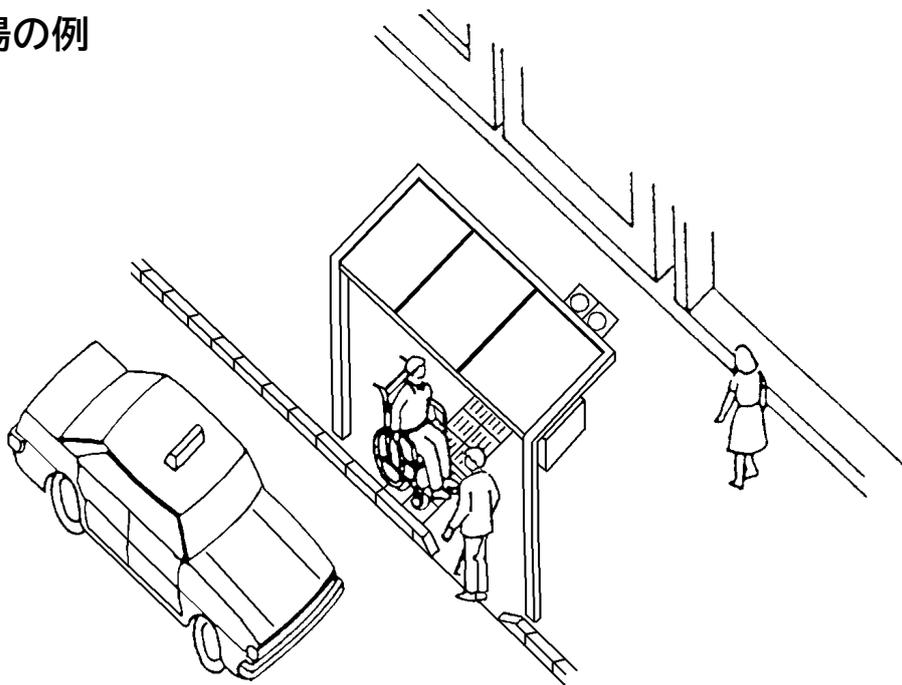
《バス》

- ① バスの車両は、低床化を図る。
- ② 障がい者および高齢者優先座席を確保し、降車合図ボタンを押しやすい位置に設ける。
- ③ 乗車口のドアと連動した自動放送装置および次の停留所を音声と文字により案内する。
- ④ 車いすのまま乗降できるリフト付きバス車両を運行することが理想である。

バス停留所の例



タクシー乗り場の例



(注) 上屋を道路、駅前広場等に設置する場合には道路管理者と交通管理者の同意および建築確認（又は計画通知）等が必要となる。